

「コロナ禍における女性支援についての広報・周知業務」仕様書

1 委託事業名

コロナ禍における女性支援についての広報・周知業務

2 事業目的

コロナ禍において、特に女性に対して、雇用・収入の減少や、社会とのつながりの希薄化など、様々な面で深刻な影響を及ぼしていることが顕在化している。大阪府では、女性支援施策として、電話や面接、SNS による相談を実施しており、令和3年7月からは、ドーンセンターに「女性のためのコミュニティスペース」を開設し、コロナ禍において困難・課題を抱える女性を支援するための体制の充実を図ってきた。「女性のためのコミュニティスペース」では、予約不要で利用でき、カウンセラー等の資格をもつ女性の支援スタッフによる情報提供や相談窓口の紹介、同じ悩みを持つ方同士の交流の場「ほっこりゆったり会」の開催、また、民間企業等からの協賛による生活用品等を必要に応じて提供するなど、幅広い年代の女性一人ひとりに応じたきめ細かい支援を提供している。

しかし、コロナ禍が長期化し、今後も経済的・社会的な影響が続くことが懸念され、また、特に若年女性の自殺の増加が問題となっている中で、一人でも多くの女性が、必要とする支援につながるよう、相談窓口や支援に関する情報の発信を充実・強化する必要がある。

そこで、府では、府内の女性をターゲットに、コロナ禍の影響が女性のさらなる孤独・孤立につながることを防ぐよう、府が実施している女性支援等について戦略的に広報・周知を図ります。

(参考)「女性のためのコミュニティスペース」については以下ホームページを参照。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/community-space/index.html>

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

4 委託上限額

11,517,000円(消費税及び地方消費税含む)

5 委託業務概要

上記事業目的を達成するためには、行政が発するメッセージをターゲットに直接伝えて誘導していく必要がある。次の業務を一括して実施するには、企画段階においてもターゲットを特定・分析し、親和性のあるメッセージを提供できるなど、高度な技術とノウハウが要求される。なお、業務の実施にあたっては、大阪府(以下「発注者」という。)と十分に協議・調整をすること。

- (1) 新聞を活用した広報の企画・実施
- (2) フリーペーパーを活用した広報の企画・実施
- (3) 高校生向け冊子の作成
- (4) その他、広報の企画提案及び実施

6 委託業務内容等の補足及び提案を求める事項

(1) 新聞を活用した広報の企画・実施

ドーンセンターで実施する「女性のためのコミュニティスペース」について、新聞紙面を利用して、より多くの女性に伝わるような印象づけや、困難・課題を抱える女性が支援につながりやすくなるような親和性のある広報を制作し、媒体への掲載までを行うこと。【制作期間及び掲載時期は契約期間内】

- 事業目的を踏まえた企画内容とすること。
- 主なターゲットは、年代、職種等の属性を問わず、コロナ禍において不安や悩みを抱える大阪府民の女性すべてとする。また、本項目においては、新聞という媒体の特徴及びターゲット層を踏まえた企画提案を期待する。
- 掲載媒体は、府内で発行されている新聞を少なくとも 1 紙以上選択し、より効果的な手法を検討の上、媒体数や掲載時期、掲載方法（記事にするかデザイン広告にするか。紙面内での掲載場所等）を含めて提案すること。
- 制作にあたっては、受託者は大阪府と協議・調整の上、内容（デザインや文言含む）や掲載時期を決定し、掲載までを実施すること。

【提案内容】

- ◎以下について企画提案を行うこと。
 - ・掲載する新聞（府内で発行されている新聞、少なくとも 1 紙以上。府内広範囲をカバーできるようにすることが望ましい）
 - ・媒体選択理由
 - ・掲載時期
 - ・掲載概要（掲載する内容・テーマ、掲載方法、レイアウト等）
 - ⇒デザイン広告の場合は、デザイン案及び記載するメッセージ案を提示してください。
 - ⇒記事にする場合は、記事の内容・長さや、伝えるメッセージについて案を提示してください。
 - ・上記広報手法により期待される効果
 - ・本項目での広報における効果測定の方法が提案内容に含まれていることが望ましい。
- ◎制作に係る経費（見積額）を示すこと（合計金額及び費目ごとの内訳を含む）
- ◎上記について記載した「企画提案書（様式 2-2）」を提出すること。

(2) フリーペーパーを活用した広報の企画・実施

ドーンセンターで実施する「女性のためのコミュニティスペース」について、フリーペーパーを利用して、より多くの女性に伝わるような印象づけを行い、困難・課題を抱える女性が支援につながりやすくなるような親和性のある広報を制作すること。【制作期間及び掲載時期は契約期間内とする】

- 事業目的を踏まえた企画内容とすること。
- 掲載する媒体数は少なくとも 2 誌以上とする。
- 主なターゲットは、大阪府民の女性であるが、フリーペーパーを選択する場合には、各フリーペーパーの特徴や読者層（※1）、配布場所、配布方法等を総合的に考慮し、より効果的なものを2誌以上選択すること。

（※1）例：子育て層、働く女性、求職者層 等

- なお、本項目における主なターゲットは大阪府民の女性であるが、読者に男性を含むかどうかは問わず、また、フリーペーパーの配布範囲に一部府外が含まれるものを選択してもよい。ただし、そのフリーペーパーの府内普及率や配布場所・方法、特徴等、同媒体がより効果的であると考

る理由を、企画提案書に示すこと。

- 制作にあたっては、受託者は大阪府と協議・調整の上、内容（デザインや文言含む）や掲載時期を決定し、掲載までを実施すること。

【提案内容】

◎以下について企画提案を行うこと。

・掲載するフリーペーパー（府内で発行されているフリーペーパー、少なくとも2誌以上。府内広範囲をカバーできるようにすることが望ましい）

・媒体選択理由

・掲載時期

・掲載概要（掲載する内容・テーマ、掲載方法、レイアウト等）

⇒デザイン広告の場合は、デザイン案及び記載するメッセージ案を提示してください。

⇒記事にする場合は、記事の内容・長さや、伝えるメッセージについて案を提示してください。

・上記広報手法により期待される効果

・本項目での広報における効果測定の方法が提案内容に含まれていることが望ましい。

◎制作に係る経費（見積額）を示すこと（合計金額及び費目ごとの内訳を含む）

◎上記について記載した「企画提案書（様式 2-3）」を提出すること。

(3) 高校生向け冊子の作成

コロナ禍において高校生が将来に向けて抱える不安に対し、一人ひとりを支える社会資源（支援機関や相談窓口等）があることを伝え、一人で悩まずに相談するよう促すような啓発冊子を作成すること。また、作成した冊子は高校3年生の女性に向けて配布を行うため、府が指定する部数を納品すること。

【制作期間及び納品（冊子現物、冊子データともに）は契約期間内】

○ 事業目的を踏まえた企画内容とすること。

○ 冊子の配布対象：コロナ禍において将来に不安を抱える高校3年生の女性等

○ 冊子の用途：府内高校3年生の女性への配布（必要部数：49,200冊）

男女参画・府民協働課ホームページへの掲載

○ 制作する冊子は、単ページで A5 サイズ、見開きで A4 サイズの 8 ページ程度の小冊子とすること。また、ホームページでも読めるように電子媒体で閲覧できるようにすること。（「8. 成果物の提出」を参照）

○ 仕様

・A5 サイズ、オフセット印刷、両面 4 色、コート 110kg、中綴じ製本とする。

・部数：49,200 冊

・インクジェット構成は 1 回以上、発注者の指示により行うこと。

・納品の使用は 100 部ごとに紙帯をし、適量クラフト梱包にて、発注者が指定する場所に納品する。なお、発注者が別途指定する配布先ごとに部数をまとめたうえで、納品すること。

（「8. 成果物の提出」を参照）

・上記に示した紙質及び数量は、発注者と協議の上、予算の範囲内で決定するものとする。

○ 冊子は、高校生がわかりやすい内容や親和性のあるデザインにすること。

○ 企画・制作の内容は以下を含むこと。

ア) 高校3年生を起点に、これから5年、10年、15年と進むにつれて、一人ひとりがライフステージで抱える様々な悩み（※2）等を盛り込むこと。また、それらの悩み等に対して相談機関があ

るということを伝える内容とすること。

(※2) 生活やお金のこと、からだのこと、家族のこと等、あらゆる悩みを対象とする。

イ) 冊子を読んだ高校生が、今現在、そして将来同様の困難を抱えたときに、「迷ったら周囲に相談してみよう」「自分は一人ではない」という意識が高まる内容にすること。

- 写真撮影等を行う場合を含め、制作にかかる必要な機材等はすべて受託者が用意すること。
- 基本的に常用漢字を使い、常用漢字以外の漢字を使用する場合にはフリガナをつけること。
- 冊子の使用年限は限定しないこと。
- 冊子の内容や表現については、固定的な性別役割分担意識や偏見の助長につながらないように配慮するとともに、また、読んだ方の不快感をおおる内容にならないようにすること。

参考：大阪府「男女共同参画社会の実現をめざす表現のガイドライン」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/hyougen.html>

- 制作にあたって、内容や構成については発注者と協議・調整を行うこと。

【提案内容】

◎以下について企画提案を行うこと。

・冊子全体の構成

(冊子全体の構成を通じて、冊子で伝えるメッセージや社会資源の存在を効果的に訴える内容を提案すること。)

・冊子作成における工夫・ポイント

(高校生が読みやすいような工夫やデザインのポイントを提案すること。)

・企画の提案理由 (上記テーマやメッセージを選んだ理由)

・上記により期待される効果

・本項目での広報における効果測定の方法が提案内容に含まれていることが望ましい。

◎制作に係る経費(見積額)を示すこと(合計金額及び費目ごとの内訳を含む。なお、印刷にかかる経費については、委託料にすべて含める。)

◎上記について記載した「企画提案書(様式 2-4)」を提出すること。

(4) その他、広報の企画提案及び実施

上記(1)から(3)以外で、府内在住の女性を中心に効果的と考えられる広報ツールにより情報発信を実施すること。また、若い世代にもアプローチできる広報であることが望ましい。

例) SNS、インターネット、デジタルサイネージ、車内広告、イベント実施等、有効なパブリシティ提案

- 発注者と協議・調整の上、契約期間内に実施すること。
- 情報発信に要する費用は、すべて委託金額内に収めること。

【提案内容】

◎以下について企画提案を行うこと。

・選択する媒体

・上記媒体を選択する理由

・実施時期

・企画の実施概要

・その広報手法により期待される効果

・本項目での広報における効果測定の方法が提案内容に含まれていることが望ましい。

◎制作に係る経費(見積額)を示すこと(合計金額及び費目ごとの内訳を含む)

◎上記について記載した「企画提案書(様式 2-5)」を提出すること。

(5) 業務進行体制・スケジュール

- 上記5(1)から(4)について、円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築するとともに、無理のないスケジュールを示すこと。
- 本件委託業務を運営するために、受託後、大阪府との協議を踏まえ、全体スケジュールを示した業務運営計画を作成し、すみやかに大阪府に提出すること。
- 同種または類似業務(新聞を通じた広報、フリーペーパーを通じた広報、冊子作成、その他広報)の実績がある場合は、過去(平成29年4月1日以降)の実績について示すこと。
- スケジュールの進捗状況を、発注者が随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を定めること。

〔提案内容〕

- ・本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制・人員について、提案すること。(事業全体を総括する総括責任者を設定すること)
- ・業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。
- ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み(平成29年4月1日以降の類似事業での実績、独自のネットワーク等)

<事業全体に係る留意点>

- ・会場使用料、謝金、広報掲載料、その他本業務の遂行に必要な一切の経費については、委託金額の範囲内で受託事業者が支払うこと。
- ・業務の実施にあたり、学識者や関係機関等と交渉を行う際は、肖像権及び著作権に関する調整についても受託事業者の責任において行うものとし、その際、大阪府が管理運営するホームページやSNSへの掲載、配布することに同意を得ること。また、権利の使用にあたって、別途料金が必要な場合は、委託金額の範囲で受託事業者が支払うこと。

7 成果物の提出

事業終了後、令和5年3月31日(金)までに大阪府あて以下の成果物等を提出すること。

① 広報物等

現物は各1部、成果品データはUSBメモリー等に格納して提出すること。

- 1) 広報掲載した新聞広報の現物(各1部)及び、成果品データ
- 2) 広報掲載したフリーペーパーの現物(各1部)及び、成果品データ
- 3) 冊子現物(49,200冊)及び成果品データ(DVD-R:冊子をai形式、PDF形式で保存したもの)
※冊子現物の納品にあたっては、別途府が指定する配布先及び部数ごとにまとめた状態で納品すること。
- 4) そのほか、業務に関して作成したすべての成果物

② 納品

・納品先 :大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ
大阪府大阪市中央区大手前 1-3-49
府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)3階

※制作した成果品等に係る所有権、著作財産権については、発注者に帰属するものとし、また著作人格権(ただし既に第三者の権利のものを除く)は行使しないものとする。

8 事業完了報告

本業務完了後、以下の書類をもって、事業完了報告を行うこと。また、最終結果をもとにした(基本

対面での)報告会を実施し、大阪府における今後の啓発活動について助言を行うこと。

- ① 業務完了報告書 1部
- ② 実績報告書(事業の詳細な実施状況が確認できるもの) 1部
 - ・本業務を通じて、どのくらいの広報効果が認められるかなどの評価を報告内容に盛り込むことが望ましい。

9 委託業務の一般原則

- (1) 委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務実施上知りえた個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の取り決めを交わす等、適切な措置を講じること。
- (2) 委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ確に実施するものとする。
- (4) 委託事業者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、委託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けること。
- (6) 本業務の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等については大阪府に帰属するものとする。
- (7) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

10 経費の扱い

- (1) 本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。
- (2) 委託経費について、以下は対象としない。
 - ・契約期間外に使用した経費
 - ・営利のみを目的とした経費
 - ・委託先の業務運営にかかる人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
 - ・親睦を深めるための交際経費やその他本業務と無関係と思われる経費

11 権利義務の帰属

- (1) 成果品の帰属等
 - ・本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。
 - ・成果品は、委託業務終了後も大阪府ホームページやSNSアカウント等での掲載、必要に応じた教育機関等への配布を行う。
- (2) 特許権、著作権等
 - ・委託業務の実施に伴って生じた全てのもの(原稿及び写真、データ等)の特許権、著作権その他の権利の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
 - ・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作権人格権を行使しない。
 - ・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。
 - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託先は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

12 その他

- (1) 委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告する

こと。

- (2)業務開始時までに業務実施計画書（業務スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- (3)見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (4)大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (5)全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して10年間保存しなければならない。
- (6)個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』（様式11）を提出すること。
《同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置》
業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。
- (7)委託事業者は、契約締結後、定期に本業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること（報告様式は別途協議）。
- (8)委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (9)大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (10)委託業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (11)その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。